

令和7年度 特定子ども・子育て支援施設等 指導監査に係る 提出書類一覧【居宅訪問型保育事業】※書面指導

書面指導は、以下の書類を確認しながら調書に沿ってチェックしてきます。書面指導1週間前までに、以下の書類のご提出をよろしくお願ひいたします。書類提出についてはデータでも紙媒体でも構いません。

※準備する書類は、施設等利用給付（保育料の無償化に係る）認定を受けた園児分が対象となります。

※作成・整備されている書類については、左にある□に“✓”を付けてください。

【令和6年度分】

- 1. 特定子ども・子育て支援提供日、時間帯、提供内容が記録された書類
- 2. 施設等利用給付対象児童リスト
- 3. 利用契約書（利用申込書でも可）※保護者からサインをいただいたもの
- 4. 保護者からの個人情報に関する同意書（同意が取れていることがわかるもの）
- 5. 重要事項説明書（入園のしおり等でも可）※利用者へ説明のための書類で金額も確認できるもの
- 6. 運営規程（法人の場合）
- 7. 施設等利用給付認定こどもに係る「領収証」の写し
- 8. 施設等利用給付認定こどもに係る「特定子ども・子育て支援提供証明書」の写し
- 9. 市町村への認定保護者に関する通知の写し ※認定保護者が不正を行おうとした事案に遭遇した場合
- 10. 【法定代理受領】市町村への請求書と併せて提出した内訳書または提供証明書
(認定こども個人の金額等がわかるもの)
- 11. 【法定代理受領】認定保護者への額の通知の写し（額を通知していることがわかるもの）
- 12. 【法定代理受領】市町村から支給されているもの以外に認定保護者から追加徴収している場合の
追加徴収に係る領収証の写し

※10、11、12の書類については、法定代理受領を実施している施設のみ確認いたします。

【直近のもの】

- 13. 苦情処理簿（口頭受理簿でも可）※作成していない場合は、整備していることが分かるもの
- 14. 預かる乳幼児に関しての保険関連書類
- 15. 設置認可書 ※沖縄県から発行されるもの（設置申請書写しでも可）
- 16. 特定子ども・子育て支援施設等 確認通知書 ※市町村から発行されるもの
(確認申請書写しでも可)